

千葉県屋外広告物適正化推進実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県屋外広告物条例（平成3年千葉県条例第63号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、市民と行政との連携による市内に表示又は掲出された違反広告物の除却等について必要な事項を定め、もって本市における屋外広告物の適正化を図ることを目的とする。

(認定等)

第2条 市長は、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するため、第4条に規定する要件を満たしたものを千葉県屋外広告物適正化推進員（以下「推進員」という。）として認定し、第5条に掲げる行為を委任することができる。

- 2 市長は、推進員が活動する区域を指定することができる。
- 3 市長は、推進員に対し、必要な技術的助言を行うものとする。
- 4 市長は、推進員の円滑な活動のために、関係機関との調整等を行う。

(推進員の地位)

第3条 推進員は、無報酬のボランティアとする。

- 2 推進員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(推進員の要件)

第4条 推進員は、次に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- (1) 市内在住、在勤又は在学であること。
- (2) 成人であること。
- (3) 第9条第1項に規定する講習会を修了した者であること。ただし、再任の場合には再任されるごとに講習会を修了しなければならない。

(推進員の活動内容)

第5条 推進員は、屋外広告物の適正化推進のため、条例及び千葉県屋外広告物条例施行規則（平成4年3月31日千葉県規則第66号。以下「規則」という。）の規定に違反して道路上及び禁止物件に表示し、又は掲出された広告物につき、市長の委任を受けて、次に掲げる行為（以下「除却等活動」という。）を行う。

- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第3項及び第4項に基づく除却
- (2) 除却した違反広告物の保管

(活動方法)

第6条 推進員は、法、条例及び規則のほか、次に掲げる事項を遵守して除却等活動を行わなければならない。

- (1) 除却等活動を行うときは2人以上で行うこと。
- (2) 除却等活動を行うときは、あらかじめ当該除却等活動に参加する推進員の中から代表者（責任者）を決めておくこと。
- (3) 市長が指定した区域内に限り除却等活動を行うこと。
- (4) 推進員でない者を除却等活動に参加させないこと。
- (5) 除却に当たり、身分証明書を携帯し、及び腕章を着用し、並びに関係人の請求があったときは身分証明書を提示すること。
- (6) 除却した違反広告物を10日以上保管できる場所をあらかじめ確保すること。
- (7) 除却等活動をする際及び当該活動後、対象となる物件（はり紙を除く。）が破損しないように細心の注意を払うこと。
- (8) 特定の個人又は団体に対して表示内容等による恣意的な活動をしないこと。
- (9) 対象として不明確な広告物があるときは、除却を行わずに都市局都市部都市計画課都市デザイン室に連絡すること。
- (10) その他除却等活動に当たりトラブルが生じ、又は生じる恐れがあると認められた場合は、速やかに都市局都市部都市計画課都市デザイン室に連絡すること。

(報告書の提出)

第7条 推進員は除却等活動の後、活動の日時、場所、参加した推進員全員の氏名、活動内容等を市長に書面で報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、電子メールにより行うことができる。

(除却物件の廃棄等)

第8条 市は、推進員が除却した物件を回収及び廃棄する。

- 2 推進員は、市が回収するまでの間除却した物件を第6条第6号の保管場所に保管し、保管場所及び保管場所の施錠の有無等、市が回収するのに必要な事項を報告する。

(講習会)

第9条 市長は、推進員が除却等活動に関し必要な知識の習得が図れるように、定期的に講習会を開催する。

- 2 講習会の開催は、1年度に1回とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、講習会を随時開催することができる。
- 3 再任のための講習は、任期満了の日の6か月前から受講できることとする。
- 4 市長は講習会の受講を修了した者に対し、修了証に替えて身分証明書を交付するもの

とする。

(講習会の内容)

第10条 講習会は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 法、条例及び規則に関すること。
- (2) 道路上等の違反広告物に関すること。
- (3) 推進員の活動に関すること。

(作業用具の貸与等)

第11条 市長は、推進員を認定したときは、次に掲げる作業用具を必要に応じて貸与する。

- (1) 腕章
- (2) 軍手
- (3) 皮すき
- (4) ニッパー
- (5) 身分証明書ケース

(認定の解除)

第12条 市長は推進員が次の各号の一に該当するときは、認定を解除することができる。

- (1) 推進員に必要な適格性を欠くと認められたとき。
- (2) 認定後、推進員の要件を欠いたとき。
- (3) 推進員の要件を欠くにも拘らず、認定を受けたとき。
- (4) 推進員自らが推進員の辞職を申し出たとき。
- (5) その他特別な事由があるとき。

2 推進員は、任期を終えた場合又は認定を解除された場合には、身分証明書及び腕章を速やかに返却しなければならない。

(事故の処理)

第13条 推進員は、活動中に事故が発生したときは、直ちに市長に連絡するものとし、その後速やかに事故報告書を提出するものとする。

2 推進員が活動中に他の推進員又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与えた場合は、千葉市ボランティア保険によってその損害を填補する。

3 前項の損害に対する処理及び千葉市ボランティア保険により填補しえない部分の賠償は、市の責任においてこれを行い、推進員は故意又は重大な過失がない限り責を負わないものとする。

4 推進員が活動中に発生した急激且つ偶然な外来の事故により死亡又は障害を負った場

合は、千葉市ボランティア保険によってその損害を填補する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。